

加須市骨髓移植ドナー推進事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、骨髓又は末梢^{しょう}血幹細胞（以下「骨髓等」という。）を提供した者及びその者が勤務する事業所等に対し、骨髓移植ドナー推進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髓等の移植の推進及びドナー登録の推進に寄与することを目的とする。

2 前項の助成金の交付に関しては、加須市補助金等の交付手続きに関する規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付対象者）

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する骨髓等の提供者（以下「ドナー」という。）及びその者が勤務する国内の事業所等（ただし、国、地方公共団体及び独立行政法人並びにドナー休暇制度がある事業所等を除く。）とする。

（1） 公益財団法人日本骨髓バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髓バンク事業にドナー登録（以下「ドナー登録」という。）を行い骨髓等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者

（2） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されている者

（3） 市税の滞納がない者

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、骨髓等の提供のための通院又は入院の日数（以下「通院等の日数」という。）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

（1） ドナー 2万円（ただし、有給のドナー休暇制度のある事業所等に勤務するドナーは、1万円とする。）

（2） ドナーの勤務する事業所等 1万円

2 前項の通院等の日数は、次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、その上限は、7日とする。ただし、骨髓等の採取又はこれに関連した医療処置

によって生じた健康被害に係る通院等を除くものとする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他骨髄等の提供に関し、バンク又は医療機関が必要と認める通院等

(令和4年告示148・一部改正)

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするドナー（以下「申請者」という。）は、加須市骨髄移植推進事業助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類の写し
- (2) 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする事業者等（以下「事業所等申請者」という。）は、加須市骨髄移植推進事業助成金交付申請書（事業所等用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) ドナーとの雇用関係が確認できる書類
- (2) ドナーが骨髄等の提供のために休暇を取得した日が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(令和6年告示427・一部改正)

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容の

審査を行い、助成金の交付を決定したときは、加須市骨髄移植ドナー推進事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者又は事業者等申請者（以下これらを「申請者等」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、助成金を交付することが不適切と認めたときは、加須市骨髄移植ドナー推進事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者等に通知するものとする。

（助成金の交付）

第6条 助成金の交付の決定を受けた申請者等（以下「交付決定者」という。）は、加須市骨髄ドナー推進事業助成金交付請求書（様式第5号）に、加須市骨髄移植推進事業助成金交付決定通知書の写しを添えて、助成金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、口座振込の方法により助成金を交付するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年告示第104号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第148号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第1項第1号の規定は、この告示の施行の日以後に通院し、又は入院する場合の助成金の額について適用し、同日前に通院し、又は入院した場合の助成金の額については、なお従前の例による。

附 則（令和6年告示第427号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。